（参　考）

「男女共同参画基本計画」について

1. 男女共同参画基本計画の位置付け・経緯

○男女共同参画社会基本法（平成11年6月公布・施行）第13条に基づく法定計画（平成12年12月閣議決定）。

○男女共同参画審議会答申「男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方」（平成12年9月）及び「女性に対する暴力に関する基本的方策について」（平成12年7月）を受け、並びに国連特別総会「女性2000年会議」の成果も踏まえて策定。

2. 構成

○第1部：基本的考え方

①男女共同参画社会基本法の制定までの経緯、②男女共同参画基本計画の基本的考え方と構成、を記述。

○第2部：施策の基本的方向と具体的施策

11の重点目標を掲げ、それぞれについて、①施策の基本的方向：平成22年（西暦2010年）までを見通した長期的な施策の方向性、②具体的施策：平成17年（西暦2005年）度末までに実施する具体的な施策、を記述。

（重点目標）

1 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大
2 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革
3 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保
4 農山漁村における男女共同参画の確立
5 男女の職業生活と家庭・地域生活の両立の支援
6 高齢者等が安心して暮らせる条件の整備
7 女性に対するあらゆる暴力の根絶
8 生涯を通じた女性の健康支援
9 メディアにおける女性の人権の尊重
10 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実
11 地球社会の「平等・開発・平和」への貢献

○第3部：計画の推進

計画の推進に関することとして、①国内本部機構の組織・機能強化、②調査研究、情報の収集・整備・提供、③国の地方公共団体、NGOに対する支援、国民の理解を深めるための取組の強化、を記述。